

「県営ほ場整備事業（担い手育成型）事業」に係る

環 境 配 慮 検 討 書
（三寺地区）

平成 11年 12月

三重県農林水産商工部

環境配慮検討書目次

1．事業計画の名称、目的及び内容	-----	1
(1) 名称	-----	1
(2) 目的	-----	1
(3) 事業主体	-----	1
(4) 計画内容	-----	1
計画地区の位置	-----	1
建物・施設等の概要	-----	1
土地利用計画	-----	1
用水の使用計画	-----	1
エネルギーの使用計画	-----	1
雨水の排水計画	-----	1
汚水の排水計画	-----	1
工期	-----	1
(5) 関連事業計画	-----	1
(6) その他	-----	1
2．事業計画地及びその周辺の概況	-----	2
(1) 環境の現況	-----	2
気象	-----	2
水象	-----	2
大気質等	-----	2
自然環境	-----	2
(2) 社会的条件の現況	-----	3
交通の現況	-----	3
土地利用の現況	-----	3
水域利用の現況	-----	3
生活関連施設の現況	-----	3
(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況	-----	3
自然環境保全地域等の指定状況	-----	3
土地利用の規制状況	-----	3

3 . 事業計画地の選定理由	-----	4
4 . 事業計画に対する環境配慮の内容	-----	5
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮	-----	5
エネルギーの有効利用に努めること	-----	5
資源の有効利用に努めること	-----	5
適正な水循環の確保及び適切な水利利用に努めること	-----	5
廃棄物の適正処理に努めること	-----	5
周辺環境への負荷の低減に努めること	-----	5
(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮	-----	6
貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること	-----	6
地形・地質等の改変の抑止に努めること	-----	6
(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮	-----	7
現存する植生の保全と活用に努めること	-----	7
緑化に努めること	-----	7
地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること	-----	7
親水空間等の整備・創出に努めること	-----	7
歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること	-----	7
電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	-----	7
(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ	-----	8

1. 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	県営ほ場整備事業（担い手育成型） 三寺地区	
(2) 目的	ほ場整備事業を行うことにより、区画、道路、用排水路が整備され、農業生産性の向上が図られ、大区画ほ場の創設による農地の集積、作業委託を進め、経営体として力強い担い手を形成するものである。また、幹線道路の整備による周辺農地への搬入搬出経路の確保も図る。	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備課	
(4) 計画内容	計画地区の位置・面積等	亀山市三寺地内 受益面積 A=26.0ha
	建物・施設等の概要 〔用途、規模、面積、配置等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・整地工 A=26.0ha ・道路工 L=5.2km ・用水路 L = 4.8km (V U 70 ~ 250) ・排水路 L = 4.9km (CD400 ~ 900) ・用地整備 A=0.1ha (近代化施設用地)
	土地利用計画	現況未整備農地 A = 31.6ha を農地の集積を図るため、100m × 100m (1ha) 区画及び 100m × 30m (30a) を標準として整地を行う。これに併せて、全幅 4m ~ 6m の農道、管水路による用水路、開水路による排水路を整備する。
	用水の使用計画	中の川右岸については、二つのため池と雨水貯水による河川排水の反復利用。左岸については河川からの揚水による利用を行う。
	エネルギーの使用計画	なし
	雨水の排水計画	排水路整備による自然排水を基本とするが、反復利用可能な排水については貯留施設に貯留する。
	汚水の排水計画	なし
	工期	着工の予定時期
	完工及び供用開始の予定時期	着工より 5 ヶ年で完成予定
(5) 関連事業計画	なし	
(6) その他	なし	

2. 事業計画地及びその周辺の概況

(1) 環境の現況

気 象	<p>計画地最寄りの四日市観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温 : 年平均気温 14.6、最低 - 4.1、最高 36.8</p> <p>b. 降 水 量 : 年 平 均 1,870mm</p> <p>c. 最 多 風 向 : 秋～初春 北北西、春～初秋 南東</p> <p>d. 風 速 : 年平均 3.3m/s、最大 33.5m/s</p>
水 象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 河川分布 : 2級河川中の川</p> <p>b. 河川流量 : 高水位 280t/s (田茂川橋付近)</p> <p>c. 河川水位 : 高水位 3.2m (田茂川橋付近)</p> <p>d. 河川水質 : 類型 B 全域で環境基準を達成 (調査地点木鎌橋)</p>
大気質等	<p>a. 大気質 : 付近交通量も少なく、大気質は良好。(亀山南保育園)</p> <p>b. 騒 音 : 騒音発生源もなく、静穏な環境である。</p> <p>c. 振 動 : 振動発生源も存在しない。</p>
自然環境	<p>a. 地形地質</p> <p>(a) 地 形 : 中の川沿いに発達した中位段丘上に開拓された水田、畑地帯である。</p> <p>(b) 特筆すべき地形 : 分布していない。</p> <p>(c) 地 質 : 第3紀鮮新世庵芸群亀山層(火山灰層)である。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a) 植生の概要 : 施行区域は水田及び畑地雑草群落地であり、周囲を赤松、植林地が占めている。</p> <p>(b) 貴重な植物個体 : 分布していない。(自然のレッドデータブック・三重)</p> <p>(c) 貴重な植物群落 : 分布していない。(三重県動植物分布図)</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a) 動物層の概要 : 県内一般的な動物層(サル、キツネ)が確認。</p> <p>(b) 貴重な動物 : 分布していない。(自然のレッドデータブック・三重)</p> <p>d. 自然環境</p> <p>(a) 自然景観の概要 : 中の川右左岸に広がる田園地帯である。</p> <p>(b) 貴重な自然環境 : 分布していない。</p> <p>e. 史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>(a) 史跡・名勝・天然記念物 : 指定されていない。</p> <p>(b) 埋蔵文化財包蔵地 : 古墳2カ所、遺跡3カ所が存在している。</p> <p>f. 野外リクリエーション他 : なし</p>

(2) 社会的条件の現況

交通の現況	<p>a . 計画地周辺の主要道路：道路としては、北側に県道鈴鹿芸濃線が東西に走り、鉄道は東側に津・亀山を結ぶJR紀勢本線がある。</p> <p>b . 主要道路の交通状況：日交通量は1,208台であり、交通量は少ない。</p>
土地利用の現況	事業実施予定地付近の土地利用現況は、27.8haの水田と3.8haの畑である。
水域利用の現況	中の川左岸エリアにおいては、中の川よりポンプにより取水し営農に利用している。右岸エリアにおいては、鹿丸池、京丸池を利用した営農及び小河川からの取水をしている。
生活関連施設の現況	<p>a . 上下水道の整備状況：上水道は亀山市において完備されている。下水道は農業集落排水が計画されている。</p> <p>b . 廃棄物処理施設の整備状況：付近には処理施設はない。</p> <p>c . 学校・医療施設等の立地状況：三寺地内に学校、医療施設はない。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

自然環境保全地域等の指定状況	<p>計画地及びその周辺の指定状況</p> <p>a . 自然環境保全地域（地区）：指定された地域はない。</p> <p>b . 自然公園地域（区域）：指定された地域はない。</p> <p>c . 鳥獣保護区：指定された地域はない。</p>
土地利用の規制現況	<p>計画地及びその周辺の土地利用規制状況</p> <p>a . 都市計画法：指定されている地域はない。</p> <p>b . 農業地域振興法：農業振興地域指定されている。</p> <p>c . 森林法：指定されている地域はない。</p>

3. 事業計画地の選定事由

・計画地区の概要及び目的

本計画地区は、亀山市南部に位置する平地農村地域で、東流する中の川右左岸の河岸段丘に拓けた農地 31.6ha である。地区北側には、県道鈴鹿・芸濃線が東西に位置し、亀山、鈴鹿、津市街への通勤、買い物等に利用されている。

計画地内のほ場は、無秩序な土地利用、農道幅員・橋梁の狭小、用排兼用の土水路等から、不効率な営農を行い、農地の汎用化阻害、大型機械化の導入阻害を来しており、若い後継者は他の産業に従事することになってきている。

このため、県営ほ場整備事業（担い手育成型）の事業実施により、100ha の大区画 8 枚と標準区画 30a の整備を行い、生産組織への集約を 12.7ha 程行い、地域の農業担い手の育成、低コスト化を図り、また、自己消費型農家の農地については、点在する農地の集約、集団化を行い、作業受委託を進めていく。

・地区設定理由

- 1) 同一集落によって形成されており、農地流動化の合意形成ができる農地である。
- 2) 用水系統で密接に関連する農地の集団である。

以上により地区設定を行った。

4. 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主 な 環 境 配 慮 の 視 点</p>	<p style="text-align: center;">講 じ よ う と す る 環 境 配 慮 の 内 容 又 は 方 針</p>
<p style="text-align: center;">エネルギーの有効利用に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用</p>	<p style="text-align: center;">省エネルギー -、低公害型の工事機械の導入を積極的に進め、工事中のエネルギー消費を極力低減する。</p>
<p style="text-align: center;">資源の有効利用に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内を流化する小河川について、可能な範囲で現況利用を行う。 ・ 道路工に使用する砕石は、再生砕石を利用する。
<p style="text-align: center;">適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用水不足地であるため、雨水及び排水の反復利用を取り入れ、生態系にも配慮した水循環システムを構築する。
<p style="text-align: center;">廃棄物の適正処理に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生するコンクリート、アスファルト残材については、リサイクル処理施設に搬送し、資源の有効利用を行う。
<p style="text-align: center;">周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工にあたっては、濁水を流出させないように留意して行う。 ・ 里山等に周囲にあるため、低騒音タイプの重機の使用を進める。

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
<p>貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p>	<p>a 野生生物の育成・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の小河川については、可能な範囲で現況河川として環境を保存する。 ・排水路による野生生物の生活圏の分断を極力防ぐため、ボックスカルバート、蓋板などにより、移動性の確保を行う。 ・排水路に転落した動物が脱出できるよう斜路等を設ける。 ・道路、水路の法面は自然植生が進むよう土造工法とする。 ・貴重な植物が確認された際には、移植、保護に努める。
<p>地形・地質等の改変の抑止に努めること</p>	<p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあっては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形勾配に配慮した計画とし、残土については地区内で有効利用を図る。 ・計画区域内の小河川については、可能な限り現況河川として環境を保存する。

(3) やすらぎとuringおいのある快適な環境の創造への配慮

<p style="text-align: center;">環境配慮事項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<p>・計画地区内については、全域改変するため、現在の植生の保存は難しいが、希少な植物が発見されたときには、移動させ保護するよう努める。</p>
<p>緑化につとめること</p> <p>a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置</p>	<p>なし</p>
<p>地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <p>a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和</p>	<p>なし</p>
<p>親水空間等の整備・創出に努めること</p> <p>a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</p>	<p>なし</p>
<p>歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <p>a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p>	<p>・古墳2カ所、遺跡3カ所が確認されているため、古墳については保存し、遺跡については調査を行い、関係機関と協議のうえ、対応を行う。</p>
<p>電波障害・日照障害・風害の防止に努めること</p>	<p>なし</p>

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

(ま と め)

事業計画に対して、次の配慮を行う

工事実施においては、省エネルギー・低公害・リサイクルの精神を徹底する。

工事実施においては、沈砂池等を設置し、降雨時に濁水を下流河川に流さないように留意する。

工事実施において、調査以外の埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。

工事実施においては、希少な動植物が発見されたときは、移動させ保護するよう努める。

事業計画においては、現況河川の保存に努める。

事業計画においては、雨水、排水の有効利用を行うため、用水の反復利用を計画する。

事業計画においては、排水路にボックスカルバートを布設したり、斜路を設けたりして動物の移動を妨げぬように努める。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響をできる限り低減させるものである。